

令和 7 年 11 月
学事法制課

鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則の改正について

1 改正の理由

健康保険証の廃止に伴い、「鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則」を改正するものである。

2 改正の内容

従来健康保険証が令和 7 年 12 月 2 日以降使用できなくなるため、本人の情報が記録されている特定歴史公文書の利用請求時に提示又は提出を求めている本人確認書類から「健康保険の被保険者証」を削除する。

3 改正箇所

鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則第 9 条第 2 項第 1 号
鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則別記第 1 号様式

4 施行期日

令和 7 年 12 月 2 日

鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和6年鹿児島県規則第17号）新旧対照表
 （令和6年規則第17号）

改正案	現行	備考
<p>鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則</p> <p>令和6年3月29日</p> <p>規則第17号</p> <p>（本人情報の取扱い）</p> <p>第9条 条例第14条の規定による利用請求は、本人及び未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）によってすることができる。</p> <p>2 条例第14条の利用請求をする者は、知事に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出し</p>	<p>鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則</p> <p>令和6年3月29日</p> <p>規則第17号</p> <p>（本人情報の取扱い）</p> <p>第9条 条例第14条の規定による利用請求は、本人及び未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）によってすることができる。</p> <p>2 条例第14条の利用請求をする者は、知事に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出し</p>	<p>このページの改正なし</p>

(令和6年規則第17号)

改正案	現行	備考
<p>なければならぬ。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同 一の氏名及び住所又は居所が記載されている運 免許証_____, 行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定 する個人番号カード, 出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在 留カード, 日本国との平和条約に基づき日本の国籍 を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住 者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定 により交付された書類であつて, 当該利用請求をす る者が本人であることを確認するため知事が適当 と認める書類</p> <p>※ 以下省略</p>	<p>なければならぬ。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同 一の氏名及び住所又は居所が記載されている運 免許証, <u>健康保険の被保険者証</u>, 行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定 する個人番号カード, 出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在 留カード, 日本国との平和条約に基づき日本の国籍 を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住 者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定 により交付された書類であつて, 当該利用請求をす る者が本人であることを確認するため知事が適当 と認める書類</p> <p>※ 以下省略</p>	<p>本人確認書類の一部削除 (施行期日) 令和7年12月2日</p>

別記

第1号様式(第8条関係)

特定歴史公文書利用請求書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

住所(居所)

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先

〔法人その他の団体にあつては、担当者の氏
名及び連絡先〕

鹿児島県公文書等の管理に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書の利用を請求します。

識別番号	特定歴史公文書の名称	
求める利用の方法	文書・図画	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
	電 磁 的 録 記	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付 ※ 技術的事情により希望した方法による利用ができない場合があります。
写し等の交付の方法	<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付	

注1 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。

- 記載に不備があるときは、鹿児島県公文書等の管理に関する条例第12条第2項の規定により補正を求めることがあります。
- 本人が請求する場合は、本人であることを確認するに足りる書類(運転免許証等)を係員に提示し、又は提出してください。
- 代理人が請求する場合は、代理人自身の注3に掲げる書類のほか、代理人であることを確認するに足りる書類(戸籍謄本、委任状等)を係員に提示し、又は提出してください。

【職員記入欄】

受付年月日	年 月 日	
請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 削除
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)	
	<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書	
	<input type="checkbox"/> その他()	
請求者の住所の確認	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他()
代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()
備考		